

2025会社案内

JIS Q ISO 14001:2015 認証取得

安定型最終処分場

**KURISHO**  
株式会社クリショー



2025年4月1日撮影

## 目 次

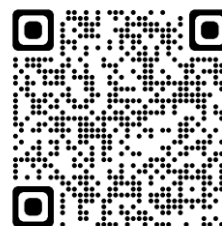
- ・ 会社概要
- ・ 処分場位置図
- ・ 受入廃棄物について
- ・ 搬入の際の注意事項
- ・ 産業廃棄物処理施設検査済証
- ・ 定期検査結果通知書
- ・ 産業廃棄物処分業許可証
- ・ 産業廃棄物処理施設変更許可証
- ・ 産業廃棄物処理施設検査済証（破碎施設）
- ・ ISO 登録証（ISO14001:2015/JIS Q 14001:2015）
- ・ 管理事務所、許可看板

# 会社概要

社名 株式会社 クリショー 環境事業部 白木事業所  
所在地 〒739-1303  
広島市安佐北区白木町志路 277-1  
TEL (082)828-3223・FAX (082)828-1112

設立 昭和47年10月  
資本金 20,000千円  
代表者 代表取締役 小島 隆司  
従業員 20名  
本社所在地 〒733-0035

広島市西区南観音7丁目14番20号  
TEL (082)292-2355 FAX (082)292-2395  
<https://www.kurisho.kurimoto-gr.co.jp/>



## 処分業許可

【産業廃棄物処分業】最終処分(埋立安定型)

広島市許可番号 第07340085872号

許可品目 廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類、石綿含有産業廃棄物(非飛散性アスベスト レベル3)

埋立容量 5,582,768.4 m<sup>3</sup>

埋立面積 184,793.4 m<sup>2</sup>

残容量 2,300,608.2 m<sup>3</sup> (2025/4/1 現在)

## (白木最終処分場 沿革)

## 施設概要 (処理能力)

平成14年(2002年)7月13日 開設(1期)

埋立面積 88,930.0 m<sup>2</sup>

埋立容量 1,396,867.0 m<sup>3</sup>

平成21年(2009年)8月12日 変更(2期)

埋立面積 157,285.6 m<sup>2</sup>

埋立容量 3,948,728.4 m<sup>3</sup>

令和3年(2021年)2月12日 変更(3期)

埋立面積 184,793.4 m<sup>2</sup>

埋立容量 5,582,768.4 m<sup>3</sup>

令和6年(2024年)7月1日

浸透水処理施設 設置・稼働

(株)クリショー 白木事業所 安定型最終処分場 (位置図)



〒739-1303

広島市安佐北区白木町大字志路字加計 277-1

TEL (082) 828-3223 FAX (082) 8281112

(株)クリショー 近藤 裕之

**KURISHO**  
株式会社クリショー

## 当事業場(安定型最終処分場)で受取れる物

| 産業廃棄物(安定5品目)の種類   | 受入基準                           |
|---|--------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃プラスチック類</li> <li>・ ゴムくず(天然ゴム)</li> </ul>                              | 概ね15cm以下に破碎・切断されたもの。           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属くず</li> </ul>  |                                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)</li> <li>及び陶磁器くず</li> </ul> | 鉛製は除く。                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ がれき類</li> </ul>  |                                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石綿含有産業廃棄物(非飛散性アスベスト レベル3)</li> </ul>                                   | 安定5品目のいずれかに該当するもの。性状が安定しているもの。 |
| これらのうち自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。                      |                                |

## 当事業場で受取れない物

※安定型産業廃棄物以外の廃棄物、管理型産業廃棄物、特別管理産業廃棄物

※その他以下の項目に該当する廃棄物

- ・ 解体ミンチ、アンダー物(ふるい下ゴミ)の混合物。
- ・ 目視で安定品目と判別できない性状のもの。粒度が細かく飛散性の高いもの。
- ・ シリカ系の廃棄物。廃石膏ボード及び石膏単体の廃棄物。
- ・ 炉の解体物等、耐火レンガ、がれき等ダイオキシン類の付着している可能性があるもの。
- ・ 不法投棄物、埋設物等の性状が確認できないもの。
- ・ 金属くずで、鉄粉などの粉状のもの。鉛製のもの。
- ・ ろ過材(イオン交換樹脂等)など吸着物質がある可能性があるもの。
- ・ 廃棄物に付着物があるもの。異臭がするもの。
- ・ 汚染された土砂、がれき等の廃棄物。また汚染の可能性があるもの。
- ・ バイオプラスチック(植物由来の生分解性プラスチックなど将来的に分解され、性状が不安定なもの。)
- ・ 廃太陽光パネル(有害物質の鉛、カドミウム、セレンなど含有のため。)
- ・ 廃蛍光灯、水銀ランプなど水銀を使用している可能性があるもの。
- ・ 石綿含有廃棄物の解体作業等で使用した、作業服・マスク等(飛散性アスベスト付着物)
- ・ 廃石綿、特別管理産業廃棄物等の記載された袋の廃棄物(中身を空けずに返却します)

## 搬入の際の注意事項

1. 営業日は、完全週休二日制になりますので、土曜日、日曜日以外の平日に限ります。また祝祭日、各休業期間（GW、夏季、年末年始）は休業となります。
2. 搬入受付時間は午前8時から11時45分迄、午後13時から16時迄とします。時間外の入場及び受付での待機停車はできません。
3. 搬入車両は重量制限を遵守し、ゆずりは農道を時速40km以内で通行し、三叉路から入口までの県道は時速20km以内で通行し、地区住民に粉塵、騒音公害を出さない。
4. 搬入車両は搬入に際して、廃棄物の飛散、落下、流出他をしない。
5. 搬入車両は処分場近辺の県道及び待避所等での、駐停車禁止。
6. 搬入車両の通行に際しては、一般車両を優先し、道路交通法規を守り、地域住民の安全を守る。
7. 搬入車両は退出するとき、タイヤ洗浄場で確実に土砂を洗い流して、退出する。
8. 搬入廃棄物は、安定5品目（廃プラスチック・ゴムくず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・金属くず・がれき類）、及び石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト レベル3）とします。  
**※受入基準など詳しい廃棄物の内容についての問い合わせは、事前に処分場の方へ連絡をお願いします。**
9. 地下水、土壌などの周辺環境に悪影響をおよぼす恐れのあるものは、絶対に搬入しない。
10. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令の規定に従い実施する。
11. 土砂残土搬入の場合
  - ① 転圧が出来る含水率であること。（表土及び含水比の高い土砂は受け入れ不可）
  - ② 転石、岩、はなるべく人頭大に小割りすること。
  - ③ 産業廃棄物の混入したものは受入不可。
  - ④ しゅんせつ土、土壌改良土、また汚染土の可能性のあるものは受入不可。
  - ⑤ 木の根、木片、落ち葉等の有機物が混入したものは、受入れ不可。

※ 以上の約束を委託契約を担当される方はきちんと業者の方々に連絡されると共に、排出事業者の皆様並びに収集運搬業者の皆様は必ず守っていただくようお願いいたします。

令和 4年 1月18日

# 産業廃棄物処理施設検査済証

広島市長 松井 一 實



|                            |   |
|----------------------------|---|
| 住 所<br>( 所 在 地 )           | 広島市西区南観音七丁目14番20号   |
| 氏 名<br>(法人にあっては、名称及び代表者氏名) | 株式会社 クリショー<br>代表取締役 小島 隆司   |
| 許 可 年 月 日                  | 令和 3年 2月12日   |
| 許 可 番 号                    | 第 A1018 号   |
| 施 設 の 種 類                  | 安定型最終処分場  |
| 施設の設置場所                    | 広島市安佐北区白木町大字志路字大瀑3933番1外297筆  |
| 処 理 す る<br>産業廃棄物の種類        | 廃プラスチック類<br>ゴムくず<br>金属くず<br>ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず<br>がれき類<br>（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。以下 余 白 |
| 構造又は処理方式                   | 安定型最終処分場  |
| 処 理 の 能 力                  | 埋立面積 184,793.4m <sup>2</sup> 埋立容量 5,582,768.4m <sup>3</sup>   |
| 検 査 年 月 日                  | 令和 3年12月22日   |
| 備 考                        |   |

( 7340085872 )

様式第二十号の三（第十二条の五の四関係）

定期検査結果通知書

令和 2年 1月31日

住 所 広島市西区南観音七丁目14番20号

氏 名 株式会社クリショー 代表取締役 小島 隆司

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

広島市長 松 井 一 實



|                |                          |
|----------------|--------------------------|
| 産業廃棄物処理施設の設置場所 | 広島市安佐北区白木町大字志路字大瀑3933番 他 |
| 産業廃棄物処理施設の種類   | 産業廃棄物の安定型最終処分場           |
| 許可の年月日及び許可番号   | 平成11年11月10日 第A1018号      |
| 定期検査の結果        | 適合                       |
| 次回の検査期限        | 令和 7年 4月24日              |

※事務処理欄

留意事項

・特に無し



## 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市西区南観音七丁目14番20号

氏名 株式会社 クリショー

代表取締役 小島 隆司

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 4年 7月13日

許可の有効期限 令和 9年 7月12日

## 1. 事業の範囲

| 区分                      | 産業廃棄物の種類   |
|-------------------------|--|
| 中間処理<br>(破碎)<br>この欄以下余白 | 廃プラスチック類<br>ゴムくず<br>(これらのうち自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)この欄以下余白  |
| 最終処分<br>(埋立)<br>以下余白    | 廃プラスチック類<br>ゴムくず<br>金属くず<br>ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず<br>がれき類<br>(これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下余白 |

2. 事業の用に供する全ての施設  
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

| 年月日        | 更新・変更の別 | 年月日        | 更新・変更の別 |
|------------|---------|------------|---------|
| H19. 7. 5  | 更新許可    | H29. 7. 11 | 更新許可    |
| H24. 7. 9  | 更新許可    | R 1. 5. 7  | 変更許可    |
| H24. 8. 31 | 変更許可    | R 4. 7. 14 | 更新許可    |

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

6. 備考

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和 3 年 2 月 1 2 日

住所 広島市西区南観音七丁目14番20号

氏名 株式会社 クリショー  
代表取締役 小島 隆司

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

広島市長 松 井 一 真

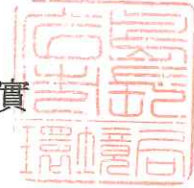


|                     |  |      |                           |
|---------------------|--|------|---------------------------|
| 許可の年月日              | 令和 3 年 2 月 1 2 日   | 許可番号 | 第 A1018 号                 |
| 施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 | (施設の種類)<br>安定型最終処分場  |      |                           |
|                     | (処理する産業廃棄物の種類)<br>廃プラスチック類<br>ゴムくず<br>金属くず<br>ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず<br>かれき類<br>(これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下 余 白 |      |                           |
| 設置場所                | 広島市安佐北区白木町大字志路字大瀑3933番1外297筆   |      |                           |
| 処理の能力               | 埋立面積 184,793.4m <sup>2</sup>   | 埋立容量 | 5,582,768.4m <sup>3</sup> |
| 許可の条件               | 複写   |      |                           |
| 留意事項                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の設置にあつては、各種関連法規を遵守すること。</li> <li>2. 計画内容等に変更があつた場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。</li> <li>3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の見査を受けること。</li> </ol>  |      |                           |
| 備考                  | 規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 無   |      |                           |

令和元年 5月 7日

# 産業廃棄物処理業施設検査済証

広島市長 松井 一 實



|                  |   |
|------------------|---|
| 住 所<br>(所在地)     | 広島市西区南観音七丁目14番20号   |
| 氏 名<br>(名称)      | 株式会社 クリショー<br>代表取締役 小島 隆司   |
| 施設の種類            | 破碎施設  |
| 処理する<br>産業廃棄物の種類 | 廃プラスチック類<br>ゴムくず<br>(これらのうち自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下 余 白 |
| 施設の設置場所          | 広島市安佐北区白木町大字志路加計275-2 外112筆   |
| 構 造<br>又は処理方式    | 自走式破碎機 2軸せん断 ZR600TS  |
| 処理の能力            | 廃プラスチック類4.88 t/日、ゴムくず7.28 t/日   |
| 検査年月日            | 平成24年 8月17日   |
| 備 考              | 令和元年 5月 7日 代表者変更により書換   |

( 7340085872 J0156 )



# 登録証



登録番号： E2406  
登録日： 2009年02月12日  
有効期限： 2027年02月11日  
(ASR移転日： 2025年03月07日)

## 株式会社クリショー

白木産業廃棄物(安定型)最終処分場  
広島県広島市安佐北区白木町志路 3933

貴社の環境マネジメントシステムは、当社の審査の結果

### JIS Q 14001:2015 (ISO 14001:2015)

の要求事項に適合していることを証明します。

<登録範囲>

白木安定型最終処分場の運営に係わる事業活動

本認証は、上記登録範囲に限り有効とします。

本認証は、環境マネジメントシステムが審査登録要求事項に適合して維持されていることを条件に有効とします。

本登録証は、付属書と併せてご覧ください。



エイエスアール株式会社  
東京都中央区日本橋堀留町 1-10-15  
上級経営管理者

田口

